

衆議院 第三百三十二回国会 通信委員会議録 第八号

(三三)

平成七年四月十三日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 自見庄三郎君

理事 佐田玄一郎君

理事 虎島 和夫君

理事 金子徳之介君

理事 田中 昭一君

荒井 広幸君

佐藤 剛男君

坂井 隆憲君

宮崎 茂一君

神崎 武法君

古賀 一成君

高橋 一郎君

日笠 勝之君

大木 正吾君

吉岡 賢治君

矢島 恒夫君

出席政府委員

郵政大臣 大出 俊君

郵政大臣官房長 木村 強君

郵政大臣官房審議官 品川 萬里君

郵政省貯金局長 谷 公土君

郵政省簡易保険局長 高木 繁俊君

郵政省放送行政局長 江川 晃正君

委員外の出席者

文部省生涯学習局長 金森 越哉君

青少年教育課長 通信委員会調査室長 丸山 一敏君

委員の異動
四月十三日
辞任 小坂 憲次君
補欠選任 米田 建三君

同日 辞任 米田 建三君
補欠選任 小坂 憲次君

本日の会議に付した案件
放送法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)

郵便振替法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)(参議院送付)
郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)(参議院送付)

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)(参議院送付)

○自見委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、放送法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。虎島和夫君。

○虎島委員 今回、放送法の改正が提案されておるわけでございますが、従来から放送の公正、中立等々については深い議論を何回か重ねてきたわけでありまして、そういう中で、いろいろな議論がありまして、放送の実行に伴って、真実の報道が果たしてなされたかということ、あるいは基本的な人権の侵害がなかったかということ等については、これもまた深い議論を重ねてきたところであります。そういう意味では、従来の放送法

に定める資料の保管等については、これもまた同時並行的に議論があったところであります。

それらを踏まえた結果であります。今回、放送法の一部を改正して、視聴者、関係者から苦情の申し立て等があった場合にはこれをもう少し丁寧な処理する、簡明に表現しますと丁寧な処理するということでありまして、改正案として法律案が出てまいりました。

したがって、私は、郵政省の方が、従来の苦情処理よりもっと踏みこんでいろいろな弊害を具体的に分析、検討した結果、苦情処理提出には積極的に道を開くという姿勢を政府が示したものと、いうふうに理解していきなさいと思いますが、これに間違いありませんか。

○江川政府委員 いろいろ御議論をいたしております。この問題について、今回の放送法の改正は訂正放送にかかわる部分でございます。その部分を、今先生御指摘なさいましたように、一歩踏み込んでどうかどうかわかりませんが、少しでも被害者といえましょうか、権利を侵害された人に対する救済措置に一步でも有効な手だてになるようにしたいということでも考えたものでございます。

○虎島委員 従来もこの制度はあったわけでありまして、この制度の運用状況あるいは請求状況を具体的に申し上げますと、訂正放送の請求状況というのはどういふ実態に相なっておりますか、お伺いいたします。

○江川政府委員 このたびのことであるいろいろな郵政省といしまして訂正放送の実態に関して調べたところによりまして、主な放送事業者の中で、文書記録に残っているという請求件数、それから郵政省自身が裁判所などに赴いて裁判事例になったようなものなどを調査いたしました。その結果、平成元年四月から平成七年一月までの間の訂正放送

の請求件数は二十九件ございました。この二十九件のうち、具体的に訂正放送が実施されたものは十六件になっておるところでございます。

○虎島委員 今の十六件の中には、テレビ朝日が報道番組「ザ・スクープ」というので、中国受刑者の臓器売買というのを報道したことがあるわけですが、これが入っておりますか。入っておりますれば、どの程度の訂正放送、時間でもよろしいし内容の概要でもよろしいが、行ったのであるのか、このことについて承っておきたいと思っております。

○江川政府委員 ただいま先生御指摘のテレビ朝日の事例は、この訂正放送の件数の中には入っておりません。

○虎島委員 それは、時間的にあります。これにカウントされないという理由は何でありますか。

○江川政府委員 あの放送は、むしろ訂正放送ではなくて、三条の二項にあります「真実でない事項の放送」ということに基づいた大使館からの話でございます。それで処理されたものですから、この中には入っておりません。

○虎島委員 罰則の適用もあるわけでありまして、罰則の適用があったのかどうかにかかわりなく御説明願いたいと思っております。

それから、訂正放送の具体例について一、二主なもので結構ですから、件名まで挙げる必要はありませんけれども、説明をしていただきたい。それで、どのような範囲で訂正放送をやったのか、時間的にどうなのか、内容的にどうなのか、概略について二、三件で結構ですから、御説明願いたいと思っております。

○江川政府委員 先ほどの訂正させていたきたいと思っております。私、三条二項と申しましたが、四条二項の「真実でない事項の放送」という条文

を間違えましたので、四条二項に訂正させていた
だきたいと存じます。

それから、ただいまの御質問でございますが、罰則、五十六条にございますが、これまでのところ、五十六条の罰条を適用して罰則が科せられたという事例はございません。

それから、具体的に訂正放送を行った事例というところにつきましては、十六件ほどございますが、一つをやや詳しく御説明させていただきまして、大体ほかもそうだというふうに御推察いただければと思います。

一番最近の例で、ことしの一月にあったことで

ございますが、十八時からのニュース、テレビラジオ両方ですが、において、公共工事をめぐる疑惑の中で、県警本部が町長に対して事情聴取を行ったという放送をしたことがございます。何とか県警が何とか町というふうに固有名詞が入っておりますが、ここではちょっと省略させていただきますと思いますが、これに對しまして、その町長は直ちに、事情聴取を受けた事実はないということ、放送事業者に対して訂正放送の申し入れを

いたしました。そして、放送事業者はそれを受け

まして、~~調査~~いたしました。その放送した内容が真実でないということがわかりました。そこで、どうしたのかといいますと、テレビにおきましては、

同日の二十一時、つまり十八時にやってすぐ二十一時でございしますが、二十一時から、それから翌

らラジオにおきましては、同日の二十一時五十五分の六時及び十八時からのニュース番組、それから日の六時及び十八時からのニュース番組、それから分、翌日の七時及び十八時からのニュース番組でおおむねこういうことを申しました。

きよう、あるいはきのうということになります

か、夕方のニュースで、何とか隊長が何々県警本部の事情聴取を受けたと何伝えしましたが、その後の調査で事情聴取を受けたという事実はなかったことがわかりましたので訂正いたしますという趣旨の訂正放送を実施したところでございます。おおむねこういうようなことでやっております。

○虎島委員　日本のことわざには火のないところ

に煙は立たぬということわざがある。悪事千里を走るといふことわざもある。こういうことは、この町長さんの政治生命にもすぐかかわってくるよ

うな問題なんです。したがって、そのことは行政当局としては十分御認識であると思いますから、今後この法律の運用については、やはり関係事業者に周知徹底を図りながら、このようなことが起こらぬように、法の趣旨に沿った厳正な指導方を願っています。

ところで、権利侵害訴訟件数が放送に関して上昇傾向にあるということをどのように把握していますか。

○江川政府委員 権利侵害訴訟の件数は、平成元年度から六年度までで調べてみますと、トータルで二十二件提起されております。上昇と申しましようか、最初、平成元年度はゼロ件でしたけれども、二年には一件あり、次に五件、八件とふえて、四件、四件というふうになよつと落ちながらきているというところでございますが、大体、増加傾向にあるといひましようか、そう理解してよろしいかと思ひます。

○虎島委員　トラブルはふえつつあるというふう

そこで、現状では、訂正放送の請求があつた場合
合には、放送事業者が調査して真実でないかどうかどう

かを判断しておるというふうには私は認識しておりますが、放送事業者は具体的にどのような組織でどのような調査を行つて居所をおるのか、一、

二の具体例で御説明いただきたいと思ひます。

○江川政府委員 現在、訂正放送の請求を受けま
す。まず放送事業者としては、その問題となつ

た番組を制作した部門において、その保存してい

る番組を移転します。おれせてその番組がでる上がつてくる取材過程を同時に調査いたします。そこで真実でないかどうかを判断するのが普通でございしますが、問題の大きさといましようか、ややこしさとか難しさとか重要さといろいろありましようから、物によつては、同じ社内 の 考 査 部 門 と か あ る い は 編 成 部 門 に も 問 題 を 投 げ て、その

人たちにも入ってもらってその問題の番組を一緒に見る、それで判断するということなのも行っているところでございます。

○虎島委員　諸外国では、放送による被害者を救済するために反論放送制度がありますけれども、反論放送制度については、今のうちに、トラブルが増加傾向にある、しかも極めて事実でない報道道徳等々、ゆがめられた報道と申しますか、によって基本的な人権の侵害が行われつつあるということもなきにしもあらずという状況からいけば、この反論放送制度というのを、日本においても検討の上将来採用するという方向でやるべきではないかと思ひますけれども、御所見を承つておきたいと思ひます。

○江川政府委員 先生御指摘の反論放送制度とい
いますのは、放送による被害者が反論文を放送す

ることを当該放送事業者に請求する制度で、被害者の反論文をそのまま放送する、そういう制度で、ドイツ、フランスなどでやっている、そのことをを指していらつしやると私どもも承知いたしますが、そのこと自体は、被害者が自己の権利を回復するために有効な手段として機能している面が多々あることは、よく言われるところでございますし、また、そう認識できると思います。

ただ、その反面、やっぱり物には長短というの

では、それがそのこと自体について放送を強制するのではなく、反論文が提出されたと、その放送を強制される形になります。そのため放送時間を割かなければならなくなるということとは、編成の上で非常に制約を受けるわけでございます。そこで、非常に負担を強いられることを避けるということと

から、放送事業者が論争的問題の放送を抑制する
とか、ある、は回避するとか、言つてみますと無

難なことをやってみようというふうの流れでしま
 う傾向もなきにしもあらずだという指摘もござい
 ます。言ってみれば、それがマイナスだという一
 つになるわけですが、そのような長短があるとい
 うことが言われております。

そこで、日本国では、おっしゃいますようにそ

の制度はまだございません。それで、今直ちにこの可否を申し上げるわけにいきませんが、今後我々として、郵政省としましては、そういうたものも、長短も含めまして、この問題については研究してまいる対象かなというふうに考えているところでございます。

○虎島委員 先ほどの訂正放送の問題に戻りますが、イギリスではこれを、事業者の社内チェックだけでなくて法定独立第三者機関である放送苦情処理委員会、BBC、これがあって、そして被害者が放送事業者による判断に不満がある場合にはこゝへ訴えて処理するということが制度として定着し評価も受けている、公正な放送を確保するゆえんにもなっている、私はそう理解しておりますが、このような法定独立第三者機関を設けて、さらに各社の苦情処理で不満であるという人については、提訴の道を聞くということについてはどうお考えでありますか。

○江川政府委員 先生御指摘のとおり、イギリスでは、法定第三者機関というのが設けられている。日本語で放送苦情処理委員会というふうな

言っているところでございますが、おっしゃるとおりでございます。

それに引きかえ我が国はどうなっているかという、先生もう御案内のとおりでございますが、

番組審議会を各社につくっていたり、あるいは民放連という中に放送番組調査会というものを設けていろいろ見ている。見ているというところで二

ざいですが、審議、議論しているという状態になっております。

そこで、しかし第三者のそういう機関というのは

は日本にないというのは先生御指摘のとおりでございまして、そういうものを設けるかどうかとい

うこと自身につきましても、これは十分な検討を要する課題ではないかと考えているところでございます。その意味では、郵政省として、今後多方面から幅広く意見を伺いながら検討していきたい課題だと認識しているところでございます。

○虎島委員 局長はかつて、いわゆる権発言問題

け衆知を集めて突っ込んだ検討をしていくようにしていきたい、こう思っております。やってみたいと思っております。

○虎島委員 終わります。

○自見委員長 次に、小沢鋭仁君。
○小沢(鋭)委員 放送法の一部を改正する法律案を御質問させていただきます。

まず、今回の訂正箇所背景となります点について御質問させていただきたいと思いますが、訂正放送、今までも行われていたと思います。過去においていかなる事案で訂正放送が行われ、そしてその訂正放送はどんなぐあいにされたのかというわかりやすい例がありましたら、ぜひ御紹介をいただきたいと思います。

○江川政府委員　過去の訂正放送の請求及び具体的な訂正放送を行った事例というものにつきましては、先ほど申しましたように十六件、ここ数年の間にあります。

ちよつと個別の議論になつて恐縮でございますが、一つ例を取り上げさせていただきますと、これは、先ほどのもうでございしますが、また別の例で申し上げますと、昨年の六月のことなんです、夕方の十七時五十分からのニュース番組で、ある水産加工業者が不渡りを出した、それで倒産したという内容の放送を行いました。当然、同日その水産加工業者は、そのような事実はないという訂正放送の申し入れをしたわけでございます。これを受けて、放送会社が直ちに調査いたし

まして、調査の中身は、先ほど申しましたような形で、まずはその放送番組のテープを見るとか取材過程を調べる、そういうようなことを全部したわけでございますが、結果として真実でないということが判明しました。そこで、翌日の十一時五十分からのニュース番組、十七時五十分からのニュース番組、これはつまり翌日になったわけでございますが、その番組の時間に、おおむねこういう趣旨の放送をしております。昨日放送した何々水産加工のニュースの中で倒産と放送したのは誤りでであり、同社は現在も操業を続けております、訂正するとともに関係者の方々におわびいたしますという趣旨の訂正放送を実施したところでございます。

正放送の申し入れ及び訂正放送をしたという事例が十六件あるということで、御理解いただきたいと存じます。

○小沢鋭委員 今の事案の例でもわかりますように、まさに経済活動をやっている会社にとって、そういうった報道があるということは、恐らく経済的な損失というのは極めて大きいわけですね。今の江川局長の御説明に、その後その会社がどうなったかということはもちろんないわけでありますが、これで、万一それが引き金になって、そういう放送がなされるということはある程度そういう、経営的にも問題を抱えているというような若干の背景があったからそういう放送にもなったの、かもしれません、そうしますと、なおさらのこと、

それが最後の引き金を引くといいますが、そんなような話にもなるわけでありまして、そういった意味において、そういった報道における権利侵害の影響は極めて大きいということを、これはまず郵政省の皆さんはもとより、いわゆるマスコミ、ジャーナリズムの皆さんたちが本心に心していただかにやいかぬということなんだろうと思うのですね。いわゆる報道の責任感、そういったもの、しっかりとやはり心にとめなければいかぬのではないかというふうに私は思っています。

若干脱線しますが、私は最近の風潮の中で一つの大事なキーワードというのは責任感という言葉なのかなということを感じていっているように思っています。逆に言えば責任感の欠如というような話がかつての社会風潮の中でだんだん大きくなっているのではないかと、実はそんな危惧を前回の選挙等々含めまして感じているところなのですから、この際一言言及をさせていただいたわけでありまして、そういった観点に立ちまして、二番目の御質問は、これはいわゆる一般論として御答弁をいただかなくては結構でございますが、いわゆる報道の自由と基本的人権というものをどう位置づけて考えるのかといったことを質問させていただきたいと思っております。

の自由は、当然のことながら基本的人権を達成していくための大きな役割を持っているというふう
に思っています。放送法は、御案内のように、第
一条の「目的」のところには「放送による表現の
自由」という言葉があるわけですね。「表現の自由
」ということになっています。今、私は「報道の自
由」という言葉を使わせていただいたのです。

なぜそこを使い分けたかといえますと、いわゆる放送番組の中にいろいろな種類があります。例えばバラエティーと呼ばれる番組、これはある意味では、表現の自由の中で本当に楽しんでいるのですね。あるいはまたいろいろな批判を、ある意味では、ジョークというのですか、そういうものに変えてやっていただいても、これは私は許

される表現の自由ということに入るのだらうと思うのです。ただ、そういうバラエティーとそれから報道番組というのとはもうつくり方が違うんだと。ややもしますと、報道番組がバラエティーのいわゆるおもしろさ、そういうたものを逆にかななり取り入れてしまっていないかというふうに思うのですね。

ですから、バラエティーと報道は基本的に違う、そここのところの境界線が、境界線というか、それははっきりするのは難しいかもしれませんが、

そういったところを少なくとも考えていかないと、そういう意識を持っていないと、報道自体が極めておもしろければいい、受ければいいという話になってはしないかという危惧があります。それは私は報道の自由からの逸脱だというふうに思っているわけでありまして、そういった意味において、真実である報道、それがまさに報道番組の使命であるし、それを越えてさらに基本的人権に及ぶというような話は、これは断じてあつてはならないという思いがするわけであります。

そういう発言をしますと、すぐに御批判を浴びるのですね。いわゆるこういう発言をしますと、それによって報道の自由を侵すみたいな話になるのです。そうじゃないのですね。それがすぐ国家

はなくて、このところは、報道の自由はしっかり守っていただきたい。しかし、同時に基本的人権という大事な価値もあって、そのところが、両方大事にしていこうという思いを持つことが必要なのではないですかという話だと私は思っているのですけれども、これはすぐにもう国家権力が云々だという話になりがちであります。

何言おうという話を申し上げませんけれども、今世相で起こっているまた別の分野の話も、何々の自由ということと、それからいわゆる生命、財産、身体の安全を守るといふことの両立ではなくて、どちらかが行き過ぎていふというふうに感じてならないのですが、そのあたりの御見解をいただけたらと思います。

○江川政府委員　大要根本にわたる御議論でございまして、憲法の中における基本的人権としての表現の自由、他の基本的人権との調整、調和というものをどうするという議論につきましては、私、とても申し上げられる能力もその立場にもないところでございますので、そのことにつきましては、ちよつとこつちへ置かさせていただきますまして、それからおりてきております放送法の世界での議論で我々が考えていることを申し上げさせていただきます。と存じます。

報道の自由というのは、我々は淵源は憲法二十一条の表現の自由にたどり着くというふうに考えておりますが、放送法の世界ではそれを「番組編集の自由」という言葉で表現していると理解しております。それが三条でございます。それで、その「番組編集の自由」というのは、無限定にすべてが、その自由がどの場合でも通るのかということ、その三条自身の中に制約条項を書き込んでいるのは先生御案内のとおりでございます。

そこは何と書いておりますかという、三条におきましては、「放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。」こう書いてございませう。制約を与えるに当たっては法律で制約するん

まさに制約を承認しているわけでございます。その制約の一つ、法律で定められている制約の一つがここで言う訂正放送にもなっている、そう我々は理解しているところでございます。そういう意味における番組編集の自由であり、その淵源をたれば表現の自由になる、そう思っているところでございます。

そういう意味で、放送法第四条では、真実でない事項の放送により権利を侵害された者に対する訂正放送制度を認めているわけですが、これは、第三条に言う、法律で定める権限に基づき番組編集の自由により一定の制約を課しているというふうに我々は理解しております。

したがって、放送における番組編集の自由に含まれる報道の自由というのは、真実でない事項の放送により視聴者の権利を侵害する場合には一定の制約を受ける、これはその意味では当然のことではないか、そう考えているところでございます。

○小沢(鋭)委員 時間がなくなってきましたので、最後の質問を取り急ぎさせていただきます。

今回の改正のところは、期間を延長したり、そういう工夫をしていただいているわけですが、その根拠になっているものとしていわゆる放送法四条があるわけがあります。そのところは、最後のところで、訂正放送のことですが、「相当の方法で」という記載になっているわけですね。この「相当の方法」というのは一般用語じゃないですね。いわゆる法律用語の中で社会的相当性というような言葉があつて、それからこういう表現かなというふうに思っているわけですが、この相当という話は、私も学生時代からずっと思っているわけですが、物すごく便利で、しかし、要はよくわからないことなんです。先ほどの訂正放送の例もありましたけれども、当然、間違つた放送をしたら、その影響がゼロになる、間違つたことをした人は少なくともその程度のきつと義務を果たすべきだ。さつき申し上げたそのまでの責任があるというふうに私は思う

わけです。ですから、そういった意味において、権利侵害をされた場合に、それはもうとにかく、私自身は、侵害された事実の影響がゼロになる、それが十分になる程度のことを行うべきだというふうに思っているわけですが、その救済策に關しまして御見解をいただきたいと思ひます。

○江川政府委員 救済策そのものは、考えてみますと、段階的に最低限四つのことがあろうと考えております。一つは、請求期間の合理的な設定でございます。二日や三日じゃだめ。今まで二週間になっておりますが、これを今度三カ月にするわけでございますが、一定の合理的な長さが必要である。二つ目には、その番組が合理的な期間保存されていなければならないという保存義務を課してあることです。三つ目には、そういう請求された事業に対して客観的な判断ができるような仕組みができています。四つ目には、先生のおっしゃる相当の方法による訂正放送の実施ということになるかと思ひます。

そこで、その相当の方法といふのは、先ほど来私二つ実例を申し上げたところですが、私たちはそれは相当な方法だったと考えているわけでございますが、それはその放送をやつてしまつた時間と同じ時間を使つて、時間数は少し短くなるかもしれない、長く言つたものが間違つてしまつたという程度になりますから短くなるかもしれない、それが二度、三度であればいいかもしれない、それが、そういうような形で、言つてみれば同等の時間帯、同等の番組の種類で訂正放送が行われるということが相当の方法の重要な一つではないかな、そう考へているところでございます。

○小沢(鋭)委員 以上で終わりますが、この問題はこれからもぜひ詰めていただきたい。まだ残り、課題があるということを御指摘して、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○自見委員長 次に、高木陽介君。

○高木(陽)委員 放送法の改正ということで、改正項目は余り多くないのですけれども、基本的な

今もずっと各議員の質問でもありましたように表現の自由、さらには人権の問題、大変重要な問題が含まれております。そんな中で、今回の法案の提出の背景、こころの辺のところがよくと明確にしていただきたいと思ひます。

まず、法案提出の理由説明においては、「真実でない事項の放送により権利を侵害された者に対する救済措置の改善を図るため」とこれは文章だけで読みますと、なるほど大切なことだ。ただ、これがどういふ論議、どういふ過程を経てきたのかといふのがあいまいな感じがするのです。特に、内容の規制にかかわるもので、本来放送機関の自主的な対応、これが原則だと思ひます。ところが、今回は郵政省のイニシアチブといふか、そういうのが感じられるような気がします。また肝心の当事者、今回の場合には放送事業者であり、さらに権利侵害を受けた市民、視聴者の方、そこら辺のところが徹底的な合意事項といふか、そういう論議がなされたのか、こういう疑問がちょっと出てくるのです。

そんな中で、これは民間放送連盟が「月刊民放」の九五年三月号の「焦点」という、「背景見えない放送法改正」というタイトルでこんな文章が載つています。ちょっと読まさせていただきますと、まず、

放送事業者自身が自主的なレベルにおいて必要な体制を整えこれが十分機能しており、したがつて現行法の枠内で十分対応が可能なることを物語つていて考えられる。そうであるならば、逆に、現時点での法律改正の有効性・必要性について疑問が生じ、既に一部報道に見られるように、真の目的はほかに存在するとの受けとめ方が出てくるのも不思議ではない。郵政省が、識者等の要望を、具体的な数値や事例によつて明らかにしていないこと、諸外国の事例が直ちに改正の理由とならないことなど、改めて問うてみることも必要と思はれる。

加えて、今回の法案提出にはいかにも唐突感がつきまとう。調査会の設置や関係者への意見

照会など近年郵政省が法律改正時に通常用いてきた手続きがとられておらず、形式的にせよ利害関係者および第三者を含む議論の場は設定されてこなかった。どのような背景があつてここに至つたのかについても、曖昧なままだである。

「真の目的」をめぐると、一つの有力な見方が、こころの隅に聞いてください。

今回の改正が契機となつて放送番組関係規定の全面的な見直しへと進むのではないかとするもの。

こういうような、ある意味じゃ疑問を呈しているわけがあります。これは民間放送連盟の方から出しているものなので、当事者の方です。こういうような疑問についてどのような見解があるか、ちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○江川政府委員 長くなるかもしれませんが、ちよつと御説明をさせていただきますと存じます。

今回の放送法の改正に当たりましては、これは先ほどちよつと大臣から申し上げたところでございますが、この訂正放送ができたのは昭和二十五年で、そのときは二チャンネルしかなかったことは御案内のとおりです。今はもう先ほど申しました二百四十七チャンネル、百九十三社が出てきていますわけでございます。来年はデジタル放送が五十チャンネルふえると思ひますから、三百チャンネルになろうというところなんです。そういう中で、放送のありようというものがもう全く質的に変化しているということが一つございします。

二つ目には、国民の権利意識が非常に高まつてきておりまして、権利侵害の訴訟という事実で見まして、この十年間を調べますと、昭和六十年に六件だったものが、平成五年には五十七件になつていふようにやはり漸増しているわけでございます。

それからもう一つ、これは重要なことかと思ひますが、二十五年から三十年、その当時の、訂正放送の規定を設けた初期のころは、保存するといつても、ビデオがございせんから、台本とい

うんでしようか原稿といましようか、それを保存してやっておくというものが中心だったそうで、大変物も時間も空間もかかる。それが、今やビデオでどんどん残せるということで、しかも一月分のというか、一年分のと言つてもいいのですが、それはほとんどこのテープぐらいの大きさでもって全部貯えるぐらいの量でカバーされているわけでございます。そういう技術進歩等々もありましたことから、学者先生などいろいろなところで今の訂正放送の制度については欠陥があるというところをいろいろ言われているところでございます。

そういう中で、我々郵政省が勝手に考えたわけではございませんで、そういう声などを背景にしますと、先ほどちょっと申し上げました四つの段階的なステップがございまして、請求期間、保存期間、それからだれがどうするというのがございまして、そういうものをやっていく中で、検討が十分になかなかたかもしれない部分については残すけれども、一番大事な、直接物にかかわる部分だけを今とりあえずやっていくというふうにしたわけでございます。そのことは、勝手に我々が考えたものではありませんで、放送事業者、それから学者の先生、あるいはそのほかの、弁護士さんとか、何人もの方にいろいろ話を聞かせていただきました。集合ではなくて、一人に聞いたり、こちらに行つて聞いたり、そういうことではないやりました。

そういう中で、今先生が御引用なさいました本の中に書いてあります、調査会をやらなかったのはという質疑がございまして、確かに調査会をやつてございませぬが、調査会をやるかやらないかは手法の一つでございます。しかし、我々としては、非常に多くの人の意見を聞いたということ、自信を持って言えるところでございまして。そういうやり方を、今回の法改正にたどり着いたというふうに考えているところでございます。○高木(陽)委員 今局長の方からも御説明がありましたけれども、いろいろ聞かれたと思うのです

ね。ただ、特に今回の問題に関しては、別に放送事業者を擁護するだとかそういうことじゃなくて、いわゆる表現の自由だとか、本場に基本的な原則の部分にかかわつてくると思うので、でき得れば、いろいろ聞いたという、またはその過程を絶えず明らかにして、そして今回の法案改正に提案された方がよかつたのではないかな。逆に、その裏に何かあるんじゃないかとか、こうやって指摘されるような、そんなことのないように、この問題というのは、この改正部分だけではなくて、今後さらに大きな問題が含まれていると思うのです。そういう中で、この議論のあり方、ここら辺のところも慎重にというか、ある意味ではオープンにやつていった方がいいのではないかな、こんなふうに思っているのです。これは結構です。

ところで、今御批判の例として新聞、雑誌のことを取り上げられましたが、それについてのお答えというか、それは差し控えてさせていただきますかと思ひます。今、放送番組審議会をこの法案の中に入れてよとして入れられなくなったのは本当でございまして、入れなかった理由は何かということだけに限つて申し上げます、非常に基本的な問題がそこに介在することは当然です。最低限三つのことあります。

常には大きな問題があるということは言うまでもないわけですが。率直に申し上げますと、それが十分尽くせられなかった。そこで、先生おっしゃいましたように、そういう問題もあるだろうからいろいろ研究、検討するようにしろ、それは多くの人の意見を入れて、おっしゃるとおりでございまして、我々としたら、そういう問題を含めまして先ほど来申し上げていたら、おしかりを受けてしまったところでございますが、懇談会でも申しましたように、多くの識者の御意見をいただけるような場を設けて、そういう問題も含めて検討していきたい、今回のこの中でいわば積み残しになっているところでも申しましたように、そういう審議機関の問題などについても、今後研究、検討して取りまとめていきたいと考えている。そのことは、広く多くの人に御意見をいただきますから、かなりオープンにできると思ひます。一々議論を全部さらけ出すという意味ではございません。懇談会でやることは、必ず最後にオープンにいたしますから、その意味では決して密室的な仕事にならうとは思ひておりません。

「意見書」 郵政省方針 番組審の役割広げる」というのが載っていました。

一つは、今の放送番組審議会は、放送事業者がその審議委員を任命するわけでございますが、言つてみれば自社の中にあるわけでございます。その自社の中であつて、私が任命するその人によつてその番組の公正さを見てもらうということ、それでいいのかなという問題がございまして、ということ、任命のあり方まで問われてしまう問題も出てくると思ひます。

○高木(陽)委員 そうしますと、今局長は三件おっしゃいましたが、その第一点目の、番組で任命をする、自分の社の中でそういうのがあつたという言い方でしたよね。実際問題、今回の法案も、前からそうだったのですけれども、訂正を請求する、訂正放送というのかそれを請求しますよね、請求したときに、それを調査するのは、今回の法案でも、じゃ、だれなのかとなると、それは放送事業者、当事者ですよね。

ね。ただ、特に今回の問題に関しては、別に放送事業者を擁護するだとかそういうことじゃなくて、いわゆる表現の自由だとか、本場に基本的な原則の部分にかかわつてくると思うので、でき得れば、いろいろ聞いたという、またはその過程を絶えず明らかにして、そして今回の法案改正に提案された方がよかつたのではないかな。逆に、その裏に何かあるんじゃないかとか、こうやって指摘されるような、そんなことのないように、この問題というのは、この改正部分だけではなくて、今後さらに大きな問題が含まれていると思うのです。そういう中で、この議論のあり方、ここら辺のところも慎重にというか、ある意味ではオープンにやつていった方がいいのではないかな、こんなふうに思っているのです。これは結構です。

二つ目には、裁判官といひましようか、事が真実であるかどうかを見定める専門家でない方かもしれない人たちの委員によつて真実性の判断ができるんだらうか。

こうなりますと、今のお答えですと、その辺は矛盾というか、それは自分の社の中で任命をしたから、これは今回活用しなかつたんだというふうなことをもしおっしゃられるなら、今回も、まさに当事者が調べなければいけないという、ここら辺にもこの法案自体が欠陥があるというふうな、だからこそそういう懇談会等々をつくつてやつていこうという今後の姿勢というのは理解で

きるのですけれども、まだまだ不十分なのか、そんな気もしているのですが、どうでしょうか。

○江川政府委員 私には矛盾があることは申ししておりません。

最初に、今御指摘になりました任命権を持つ審議機構によって十分公正さが確保できるのかということ自身については、そういう問題があるということを書いておられるのでありまして、そのことは率直に外部の第三者が入る必要があるのかという議論とつながってきます。それから、そうすると任命の仕方などもうなんだという問題につながるということを申し上げているわけです。

その問題性があることを承知の上で、それじゃ今何もしないのかというと、その基本的な問題を次の検討課題として残しながら、とりあえず国民との関係で一番重要な請求権の期間と保存の期間を今回定めていこうということになります。

それから、もう一つ大事なことは、今までは確認の手法について何も書いてございせんでしたが、今回の法律では「視聴」と、見る聞くという言葉を入れました。それは訴える人も視聴できすし、向こうも、彼らもともに視聴できるということ、一歩手法において前進したものと私は考えております。百点ではありませんが、やはり前進したものだ、そう思っております。

○高木(陽)委員 この論議ですつとききまして堂々めぐりになってしまふと思ひますし、逆に言えば、本当にこれからマルチメディア化して放送と通信も融合してくるのか、そういう問題の中で、この訂正放送の請求の問題だけじゃなくて、これは広く検討をしていただきたいと思ひますし、またこれは郵政省という主管官庁だけでやるのじゃなくて、本来は報道とか、携わっている当事者がもっとも自主的に自分たちを自己チェックしていく。

実際問題、マスコミ、いわゆる報道機関等々は権力をチェックするという役割がありながら、ではマスコミなり報道機関をチェックするのはだれなのか、これはまさに国民であり、市民であるわけですから、

けですけれども、そういうシステムというのはまだ日本には確立されていないというのが現状だと思ふのです。これは郵政省に言つてもどうしようもないと思ふのですが、自分も報道出身だけに、この問題ずつと考へてまいりました。そんな中で、いろいろ機会を通じて意識を高めていかなければいけないかな、そんなことを痛切に感じています。

続いて、今回の人権救済、いわゆる「真実でない事項の放送により権利を侵害された者」、これはなかなか言い回しだと思つたのですけれども、では真実であればいいのか。これはよく言われるプライバシーの侵害ですね。さらには一昨年度ですか、椿発言とか、そういう報道の公正、公平性ということいろいろと論議されましたけれども、特にプライバシーの侵害においてそういうところで被害を受けた人は、この今回の法律には救済措置としてはないと思ふのです。ここら辺のところをどういふふうにしていくのか。これは今さき申し上げた、まさにそれぞれの放送事業者、報道に携わる当事者たちが真剣に考えなければいけない問題なんですけれども、この点について郵政省としてはどうお考えなのか。

○江川政府委員 まさに先生今御指摘をなさいましたように、この訂正放送という制度、仕組みに乗つてプライバシーの侵害を救済できるかというふうに見れば、これは問題が違ひます、できませんというお答えをせざるを得ない状況だと思ひます。そこは先生も御承知の上でそういう御質問をなさつていらつしやいますので、それ以上申し上げませんが、しかし、ではその訂正放送とは違ひけれども、放送によってプライバシーが侵害されたときにはどうしたらいいのだ、今は民法上の不法行為でもってやる以外にないというふうになつておりますが、では放送の世界ではどうするんだというふうな、特別法でこれ考へるといふことも問題としてはあり得るわけがございます。そういう意味では、今ここでにわかにああします、こうしますというふうな議論は軽々に申し上げられませんが、先生のおっしゃいます意味でのプライバシー侵害とかかわりを民法だけにゆだねておいてよいのかという問題意識を持つて放送法の世界にこれを置かえたらどうかということも、先ほど申しました識者を集めた懇談会と仮に申し上げるならば、その懇談会などで課題として議論していただき、道を探っていくたいな、そう考へているところでございます。

○高木(陽)委員 結局は今の民法上の手続でやるしかない、いわゆる訴訟ですね。先ほどからも、ほかの委員の方の御質問の中で、いわゆる人権侵害訴訟の推移とか局長の方からお答えがあつたみたいで、やはりふえていっているのは事実だと思ひます。

ただ、多くの人たちというのは、例えば侵害された、どうしようと思つても手だてを知らないという、これがまだ日本が本場に訴訟社会、アメリカみたいな形になっていません、そんな中で救済策というのは、それは考へていかなければいけないし、またこれが逆にいわゆる国家権力というか、郵政省なりそういう免許を発給する方ですら、そちらの方がいろいろな注文をつけてしまつて、逆にその報道の自由なりというのが狭められてしまつて、これは本場に微妙な関係かなという感じもするのです。そんな中で、せっかく今回こういうふうな期間延長とか法改正をするに当たつて、今回のこの五条なりを生かしていかなければいけないと思ふのです。

それなのに、また次の例を引いてしまつてちよつと申しわけないのですけれども、これは雑誌の「世界」ですね。余り雑誌だとか新聞を取り上げると、局長の方からまた、いろいろと信用できないと言われるかもしれないが、そんな中でこれはさらに引用したもので「放送レポート」、メディア総合研究所が出したレポートらしいのですけれども、そんな中にこんなことが書いてあるのです。

東京のマンション販売会社がフジテレビなどを相手にする損害賠償請求訴訟で、東京地裁は昨

年一月テレビ局側に三三〇万円の支払いを命じる判決を言い渡した事例である。問題となつた番組の放送後、マンション販売会社は「テレビ局に抗議、問題の箇所を手直しして再放送することを求めた。しかし、局側は訂正や再放送に応じなかったのだ、やむなく裁判に踏み切つた。(その販売会社は)訂正放送が法定されていることは知らず、それについて局側は何も言わなかった」とこのレポートは伝えている。

こういうのがありまして、さらに実際私も、そういう訂正放送があるというのを今回の法案を審議するに当たつて知りました。

多くの国民、市民というのは、これは知らないというのが現状ではないかな。別にこれを宣伝しろ、どうのこうのということじゃなくて、やはり権利を守つていくということにおいて、せっかくこうやつて法改正しながらそれが伝わらない。これは放送法だけじゃなくて、本場に国会でいろいろな法律ができた中でそれが伝わらない。ただ、人権という、当事者が国民という、そういう問題においては何かの措置を講じなければいけない、いわゆる社会的な認知させる作業というのは必要じゃないかな、そんな気がするのですが、そこら辺はどうでしょうか。

○江川政府委員 たまたま私、御質問があつたらこの例を挙げようと思つて用意したのが先生がおっしゃいましたその例と同じでございまして、三百三十万円の損害賠償が認められたのです。これは本場に三百三十万円の損害賠償が認められたのですけれども、認められましたが、控訴されず確定したところでございますが、先生おっしゃいます、それはいいです、知つていられる人はやるけれども、知らない人は全然やれないではないか、そういうことについてどうなのかということにつきましては、まさに私たち怠慢であつてはいけません。いろいろな機会をとらえて、こういう仕組み、制度があるということを多くの方に周知することが必要だろつと思ひます。

具体的には、今回法律が幸いにして通りますと、

六月、そのときに通っているかどうかかわかりませんが、六月には情報通信月間というのが郵政省主催でやります。そういう中で、これは一カ月やりますから、ぜひそれまでに通していただければありがたいと思いますが、通った後でセミナーなどを開いて、訂正放送、今回こうなった、ああなつたという、国民のためによくなったという部分のことの周知をいろいろなセミナーその他で図られるようにしていきたいと考えております。これはたまたま六月のそういうことでございますが、そればかりではありませんで、我々の地方の局の担当の者を集めたりして、地元における周知もこういうことをやってくれなど、いろいろやっていきたいと考えているところでございます。

○高木(陽)委員 続いて、先ほども出ていましたが、具体的な訂正放送のあり方というか、形態ですね。局長の方は「相当な方法」というのを、同じ時間帯とか、同じ時間というところをおっしゃられて、これはまさに重要なことかなという気もするのです。

というのは、私も新聞記者出身だったので、新聞もよく訂正、おわび記事というのが載ります。ただ、多くの場合は、でっかく載っても、それで抗議等が来て、または間違いに気がついて直すときは、新聞の片隅に訂正という小さな形で載るといのが大半ですね。余りにも社会的影響が大きい場合は囲みにしたり大きな形で扱うのですけれども、いまだにそういうような傾向があるのではないかなという気がするのです。

これは新聞なんですけれども、テレビの場合もよくあるのは、訂正放送という形ではなくても、何となくその放送中に、最後キャスターなりアナウンサーなりが、ただいまの放送時間ではどうのこうのと、ちょこちょこと言って終わらせてしまふみたいな、そういうのがあって、今回の場合は、ちゃんと訂正放送という形で規定されていますので、そこら辺のところがまあ「相当の方法」、同じ時間またはそういう時間帯ということを意識されたのかなという気がするんです。

ただこれも、あくまでもその放送事業者、それぞれの放送局の独自の判断というのが原則なのか、こういう気がするんですが、そこら辺のところはどうでしょうか。

○江川政府委員 放送事業者の自由な原則という状態ではございません。これは放送法四条にはつきりと、条文の言葉で読みますと、放送をした事項が真実でないことが「判明した日から二日以内」に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、「云々と、こう書いてございませう。そういう意味では、原理原則というようにものを事業者の自由に任せて立てさせているという形ではございませう、これだけの枠を法律がきちつと事業者に課しているところでございませう。

その意味では、「その放送をした放送設備と同等の放送設備」という設備の面に着眼しているところでございますが、これは、その放送の広がる範囲と、それから出力の大きさと、みんなそういう技術論で書いているわけでございませう、また、「相当の方法で」というところが、先ほど申しましたように、午後七時のニュースだったら、やはり人が見る同じ時間帯というふうにやるといことで、具体的にはそういうふうにやっているわけでございます。そういうところが「相当の方法で」。

それが新聞だと確かに、確かにと言っているけれども、新聞ではこういうふうになって、小さく訂正するというのを間々見かけるところでございませう、ちよつと新聞と比較するのも私どもでございませう、きかねるところですが、一応我が放送の世界では、こういう条文のもとに、その時間帯を利用して、先ほど来例を申し上げましたが、訂正放送をしているというところで、まあ相当の方法でやっているんではないかなと私たちは評価しているところでございませう。

○高木(陽)委員 時間も大分なくなってきましたので、最後の質問というか、考え方をちよつとお伺いしたいなと思っております。というのは、

ずっと先ほどからも述べています報道の自由、表現の自由、こういうものと、公正な報道の関係性というのか、「真実でない事項」というのはすごく私の場合こだわっていて、真実って一体何だろうという、これはすごく難しい問題だと思っております。

実際問題、私も記者をずっとやっていた中で思ったのは、真実と事実というのはやはり違うなと。例えば、ここにコップがあります。例えば目の不自由な人がこのコップをさわります。これは冷たいなと感じる。これも事実です。でもこれは全部をあらわしているわけじゃありません。新聞だけじゃなくて、放送記者、いわゆる放送における報道番組等もそうなんですけれども、あの側面はあらわしていると思うのです。ただ、そういうような中で、では十取材したから十全部報道しているかというところではありません。自分自身の体験からいっても、十取材したらその中の象徴的な一を取り上げます。その一を取り上げたときに、それがもうそこで主観が入っているわけですね。そうなりますと、公正な報道というのは一体なんだろう、こういう疑問がずっとあって、あの椿発言以来この一年半、自分も考えてまいりました。

そんな中で今回、「真実でない事項の放送」という、こういう規定の中で、一体真実というのはだれがわかるんだとか、放送事業者に訴えた、請求をした、放送事業者は、いやこれは真実なんです。いろんな調査はするのしょうけれども、客観的な真実というのはなかなかだれも証明できないというのが、報道の現場にいても、またはそれを見る側、聞く側、いわゆる市民の側においても、それはなかなかわからないというのが現実ではないかな。そんな中でも、でもやはりここで言われているその基本的な人権を守つていかなきゃいけないというのは大原則ですから、その上でいろいろの方法を駆使しながら一つ出てきた今回の期間延長だとか、そういったで得る限りの保護のあり方だと思っております。

そういう中で、今後さらに、先ほどもちよつと申し上げたマルチメディア化していく、いろいろ多チャンネル化していく、本場にメディアがふえていく。そして放送局の中においても報道局があり、情報局というのがあるのかどうかかわかりませんけれども、例えば、ワイドショーといわゆるニュースと違うメンバーが取材をする。いろんな形で本場に「ちやちや」になってきているというのが今の現実じゃないかと思っております。

そんな中で、今後の、いわゆる人権を守つていく、また報道、表現の自由を守つていく、そして公正な報道というのはどういうふうにしてやっていってもらうか、そこら辺のところ、総合的ですがよく抽象的なことなんですけれども、大臣にお伺いして終わりたいと思います。

○大出国務大臣 今お話し、椿発言の例を挙げておられましたけれども、最終的に報告書も出てきて、決着をつけないければならないということになりまして、そのとき私はこの席にいましたので、大変苦労して予算委員会の質疑の身、通信委員会の身、議事録ですが、証人喚問の議事録、ほとんど読んでみたんですよ。それでしみじみ考えるのは、今の公正という問題も真実という問題も、質問者個々の主観がほとんど入っている公正であり真実なんです。あるいは椿さんに言わせれば、やはり同じようなことがあると思っております。そうすると、これ今お話ししましたように、放送法の三条の二項に、

一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
二 政治的に公平であること。
三 報道は事実をまげないですること。
四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

この四つしかないのです。いろんなことがあるから、こう書いておけばいろいろ主観があつても大体ここに集約されている、こういうことになるので、ですから、今の御質問について申し上げれば、つまりそういう、今申し上げた放送法に

ございます三條の二項、いや失礼しました、三條の二でいいですね。

放送番組編集の自由を保障する、番組編成の自由を保障する、こういうことなんです、また他方で、放送が、言葉で積極的に視聴者に語りかけて、また映像という非常に強烈な印象を与えるメディアであるという、そういう特徴を持っている。ということになりますと、今申し上げた三條の二という枠があるんですよ。自由なんですけれども、この中で放送業者は番組編成その他をやつて放送をしてくださいというこの枠を設けている。だから、この自由というのは、この枠の中における自由だということに法律的にはなるのです。

しかし、さて、この項目について、そこから先の基準が何もないのです。そこで、実は私は、できることかできないことか、郵政省というだけでやったら儲けなかもしれない、しかし、江川さんに、できるだけこの際いろんな方を集めて、衆知を集めて、これしかないんだけれどもそこから先どうしたらいいんだという、それがどこにたばいいるのという意図でなくて、そこから先どうすればいいのという意図でなくて、そこら先どうすればいいのという意見を聞いてみてくれということをお願いしたのであります。

それがずっと流れてまいりまして、さっきの、多メディアの時代にこうするんだという、懇談会をつくらうということに、初めてこれはきょう申し上げるのですけれども、きょうからそういうことにしてくださいというのが江川局長の言い分ですが、そういう流れで来ておりまして、だからそこで、いろんな今の御指摘ももっともなんです、この中でひとつ、これから詳細に今度少し突っ込んで議論をしていただく、こう思っております。

○高木(陽)委員 もう時間が来ましたので以上で終わりますが、本日にこの問題は十分だけでは解決できないような問題なので、今後この委員会等を通じてしっかりと議論をしていただきたいと思うし、自分もしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。ありがとうございます。

○自見委員長 次に、金子徳之介君。

○金子(徳)委員 マルチメディア元年と言われてから三年目を迎えております。世界の流れの中で、日本が決してそれにおくれるようなことがあつてはいかぬというようなことで、各般にわたる御尽力をいただいている中で、今回の放送法の一部を改正する法律の内容であります、二、三について御質問をいたしたいと思います。

江川局長、大変お疲れのようでございます。もう毎回答弁にお立ちになっておりますが、私は、その放送法の内容に触れる前に、一つの前提の状況を把握しておきたいということで、きょうは文部省から金森青少年教育課長さんに御出席をいただいているわけでありまして。

まず最初にお尋ねをいたしますけれども、昨年来より全国でいじめの報道の問題が大幅に出ておりました。その中で東北地方でも、例えば運動用のマットにくるまれて亡くなった子供が実際にいじめに遭ったというような問題等の報道がありました。これは、ニュースで報道されている分野ではよかったわけですが、後でワイドショー等のいろいろな問題の中では大変なショッキングな大きな影響という波及というか、そういうインセンティブを与えるような事件であつたろうと思ひますし、また、私どもの身近な県内のそういう一事故等がいじめかどうかというこの報道の選択の仕方に随分悩んでおつたようであります。

それだけではありません。最近の深夜放送、これを見られた方はどうでしょうか。それぞれこれは考えが違ふと思ひます。私はちょっと行き過ぎの面があるかな、絶えずモザイクでもって前張りになさなかならないようなあいうエログロ放送というものが、果たして青少年教育にどんな影響を与えるのかなという心配を心配しているわけでありまして、どうせそうならスウェーデンやデンマークのように全部見せたらどうだ、あんなモザイクだから余計興味を持つということなのですが、まず、この点について金森課長の所感のほどを伺っておきたいと思ひます。

○金森説明員 お答えを申し上げます。

今日の情報化社会の進展の中で、子供たちの周りには、先生御指摘のようにテレビを初めとするいろいろなメディアがあふれておりまして、こういうメディアが子供たちに与える影響というのは大変大きいものがあると考えております。特に、テレビにつきましても、ほかのメディアに比べまして子供たちがこれに接する時間が長く、また子供たちへの影響力が大きいという指摘もあつたと承知をいたしているところでございます。

御指摘のございましたいじめの問題につきましては、その原因とか背景、それぞれのケースによつてさまざまであらうと思ひますけれども、私ども、この問題の解決のために学校や家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たして、一体となつた取り組みを進めていくということが重要であると考えているところでございます。

それから、いじめの関係でテレビなどの各種のメディアが子供たちに与える影響というのも大変大きいものがございますので、文部省ではいじめ対策緊急会議が本年の三月に「いじめの問題の解決のために当面取るべき方策について」という報告を取りまとめましたが、その中でも、メディアが子供の成長発達に極めて大きい影響を与えているということに指摘をいたしまして、その内容が不適切なものにならないよう関係者の理解と協力を呼びかけたところでございます。

○金子(徳)委員 今、深夜番組の方にはお触れになりませんが、これは文部省の教育的な見地からは当然だろうと思ひますけれども、私が本当に伺いたいのは、例えばいじめが出て自殺者が出る、一種のマスメディアによるこれはマスビステリアというか、まあ集団ヒステリー状況になつて、どこかに事件が発生すればそれと類似した行為でもって、流行という言い方は変ですけども、そういうものが次から次へと発生してくる、あるいは発見されるのかもしれないが、あるそういう面では私は、文部省、これは教育の現場でマスメディアに対して何か言い分があるはずだと思ひますが、その言いたいことを率直におっしゃってください。

○金森説明員 お答えを申し上げます。テレビ番組などのマスメディアの内容の問題につきましても、いろいろな意見や考え方があろうと思ひますが、いずれにいたしましても、テレビなどが子供たちに与える影響というのは大変大きいものがございますので、それらを十分踏まえまして、学校や家庭、地域社会、それぞれの立場で子供たちの健全育成に努めていくということが大切であるというふうに私ども考えておるところでございます。

○金子(徳)委員 課長、大変苦しんで御答弁なさっていることはわかります。これ以上はお伺いしません。私は、逆に今度は放送法に戻りますが、実は放送法の改正という目的は、先ほど先輩・同僚委員がそれぞれ御質問されましたが、全部重複いたします。したがって、その話題の外にあるものを、大変通告外にわたるかもしれないと思いますが、許したいたいて、お尋ねをいたしたいと思ひます。

まず第一点であります、いろいろとこの訂正放送のあり方について、請求期間あるいは番組の保存期間、これを三カ月といたしたわけでありまして、三カ月というふうなめどを持った理由もレクチャーの中で聞かせていただきました。先ほど、それぞれ各国で行われている、先進国の事例等の説明があつたわけでございますけれども、とりわけ質問の中で一番大きな、今後の訂正放送のあり方についてどうするかということの対処、対応の仕方、それが反論権の保障ということとでやっているドイツの事例が出ましたし、あるいはまた、イギリスのようにBBC、放送苦情処理委員会、そういったものをつくるべきじゃないかという御意見もあつたわけでありまして。

その中で、今度のこの放送法の一部を改正する法律が出されると同時に、各マスコミの反論がありました。具体的には申し上げませんが、これは去年の十二月十七日の朝刊メディア欄「郵政省、

放送法改正に着手」ということで、NHK以外の在京の民放テレビ各社の延長措置に対する見解が紹介されたわけであります。いずれも、現行法の期間で問題ない、あるいは人権侵害と番組保存期間の関係を厳密に検証してからやるべきだというような意見、そしてまた、大幅に延長すれば名誉回復につながるという単純な議論にはならぬという、そういったもの。

それから、もう既に江川局長のところであつた感想等は把握されておられると思いますけれども、この三月月としたのは経過なのか、将来はまた延ばしたり縮めたりというようなことまで柔軟に対応しようとするのか、その考え方をまず聞かせてほしいと思います。

○江川政府委員 この訂正放送に關しましては、先ほど申し上げましたが、四つの段階で、直すというか、手を入れるべきものがあるかと考えている、その最初のところに請求期間、保存期間というものがあるわけですが、學者先生とか放送事業者とか、それから世の中のいわゆる識者みたいな方々にも、たくさんの方にいろいろ話を伺いました。

その結果、その場合には話としては抽象的に出るわけです。今の二週間ということでいいますと、それは余りにも短くて、もっと長くすべきだ。その方に、じゃ、どこまでにしませうかと聞いたときに、直ちに三という数字が出る人ばかりでは必ずしもないわけです。確かにもっと長い方がいいよというのが、中には一年と言う人もいらつしゃいましたけれども、それは別として、要するに、伺っていきますと、今の姿ではだめだというのだけは大体共通でございます。長くしようというのが一点。

それからもう一つは、そういう意見の中で、余り長いと放送事業者に過度な負担をかけさせてしまうから、それはいかぬよという、言ってみれば方程式を言うわけです。方程式の中で、じゃ、余り長いというのはどのくらいなのかということを、またいろいろと聞いてみると、その人は必ずしも

意見は出ません。しかし、世界はどういうふうになつていきますというようなことを、先進国の権利に対して非常にセンシティブな国々がこうなつていふという話を事実として申し上げますと、ああ、それは大体いいかもしれないねと。かつ、放送事業者の目で見ますと、それくらいならば、いわゆる今申しました過度な負担にはならないと判断するといふようなやりとりがありまして、これは決して我々がリーディングクエスチョンを出してやつていふわけではございませんで、対等にお話を伺いながらやつていふわけでございまして、そういうようなことの結果として、ヒアリングのどなたがどう言つたかといふことはいっぱいございすけれども、要するに大体今申し上げたようなことがヒアリング結果となつていふところがございます。

そういうことで、ヒアリングの結果としては、まずは三カ月程度が妥当ではないかという意見が、大体、そうなったということが一つございます。二つ目に言うと、三カ月ぐらいならば過度な負担にはならないという事業者側の判断がありました。それから三つ目として、先進国において三カ月を超えているところはございません、私たちの調べた範囲では。最長と言ったら最長でしょうか。九十日というような言い方をしたり三カ月と言ったりしておりますが、大体三カ月。そういうことから、大体この辺が世の中の、日本国における落ちつきどころだなということ、三カ月ということが妥当だという結論を得た次第でございます。

○金子(徳委員) バランス的ということであり
ます。まあそれは一応の納得はするわけであり
ますが、ここで確認しておきたいことが二点ほどあ
りますが、これが民事問題になった場合ですね、
その場合のいわゆる番組の請求権等をどのように
措置、また担保されているのかということ、この
番組を提供せよという、証拠物件としてですね。
それからいま一つは、著作権との問題が当然あ
るだろうと思うわけですが、そうした場面でもき
ちんとクリアできるのかどうか、その辺をお聞か

せをいただきたい。簡単で結構です。
○江川政府委員 二つございます。

証拠物件という点では、本件、証拠保全の申し立てをした場合は、三カ月を経過した後でも引き続き保全が可能になります。

それからもう一つ、著作権との関係では、これを三月月にしたというのは、余り、余りというか、例えば六月月ぐらいとなりますと、著作権上の他の問題が絡んできました、そのオーケーをとらななければ置いておけないというような問題も出てくると承知しております、そういう意味で三月月が一応限度かなという形でやっておるところで、三月月以内でしたらば保存することに著作権上の問題は無いと理解しております。

○金子(徳委員) 先に進めたいと思いますが、さきの質問、答弁の中で、将来は本当に第三者機関といいますが、放送法第三条の二、これにかかわることなく第三者機関によってやるべきではないかというような印象を私は受けとめながらその答弁を伺っておたわけですが、特に大臣の御答弁の中で、これからそういった幅広い意見を徴しながらというお話が、御答弁がございました。

既存の各事業者が持つておる、しかも事業者がそれぞれ第三者に委員を委嘱してつくつております放送番組審議機関、番審と言うのですか、この番審だけでは信頼が置けないということであれば、それと一緒にこの番審機関の活用、第三条の四についてもあわせて、この番審のあり方について法を改正すべきではなかったかと思うわけがあります。

私は基本的に、この問題を取り上げて、そしてこの放送法の内部に直ちに結論をばんばん出すというような形のものには、非常に重要な要素がこれからいっぱい出てくるんじゃないかと思っています。また反論も出てくるだろうし、それから先ほど、真実の報道とは何かという、真実という、そのあり方、哲学的なといいますか、単なる修辭学的な問題だけじゃなくて、そういった場面までこれは及んでいくわけですね。そうした中でどんな

組織をつくろうと、どんなやり方を、第三者機関をつくろうと、これは未来永劫に平行線の部分と
いうのがあるだろうと思います。

そうした意味で、今回、この放送番組審議機関の活用に関して、この法改正が見送られた理由がもしあったのであれば、大臣の御所見をお聞かせ願います。

○江川政府委員 放送番組審議会といいますのは、放送番組の適正化を図るため、放送事業者の内部に設置された機関で、外部の字識経験者によつて構成されているのは先生御案内のとおりでございます。

今回の改正で、真实性の判断の公正さを確保するためこの番組審議機関を活用するということも検討をいたしました。御案内のようにただいまの法律にはこの部分は入っていません。その理由は、この問題で審議会を活用するとなると非常に大きな根本的な問題が出てきて、その整理が今回はつかなかったというところが結論として言えるところでございます。

どういふ問題があつたのかというと、一つはその番組審議会が公正さが十分確保できるのだからかということについての客観的評価がございません。それは、社長である私が任命し、私の会社の中でつくられた審議機関でございますから、その私がやった放送についての公正を判断するというのはいいんだろかな、そういうふうに問われるという本性必然的な性格上の問題がございます。二つ目は、その道の専門家でない委員によつて

三つ目は、番組審議機関の意見というものに、判断してもらう以上は、拘束力を持たせることが必要になるのだろうか、あるいは拘束力を持たせなくてもよいのだろうか、持たせないとしたらどうなんだろうか、持たせるとすれば、番組編集に対するある種の変更を強制するわけでございますから、そういうことがいわば番組編集の自由との

かわりにおいてどう評価されるべきなんだろうかという部分が深く出てくるわけです。その辺の議論も十分我々はいたしました。何もしないうきようこへ来たわけじゃありませんで、いたしましたが、大変深い問題があつて処理し切れなかつたというのが現在の姿でございます。

そこで、訂正放送における先ほど申し上げました四つの段階における最初の二段階、請求期間と保存期間、とりあえず被害を受けた人たちに即救済の手になり得る手法としてこれだけは延ばさうというところでやつたというのが今回のことでございます。

さらに、あえて申し上げますならば、積み残したそういう問題につきましても、先ほど来申し上げております多くの識者の方々の御意見をいただく姿の中で、今申し上げたような問題の深さについていろいろ御議論いただくかと考えているところでございます。

○金子(徳)委員 大変御苦労なさつて二十一名余に及ぶ方々からヒアリングをとられた、その労を多といたしておるわけでありませう。しかし、ここで私は非常に危惧をしておるのは、内部機関である各局が持つておるこの審査、これは、みずからを真実かどうか裁く、そうした組織については機能しないのだ、マンネリ化してしまつてもうやつていないのだという判断の前提で物事を進めるとすれば、これはやはりもうマスコミ界の墮落と言われてもしょうがないのじゃないかなと私はあえて申し上げますが、こういう事例があるのですよ。

これは時間がありますから簡単にやります、一昨年にはあります、いろいろ政界再編のうねりの中で、私はまあある人と表現するかと思つたけれども、あえて自分の事例で申し上げます。

一つの派閥が解消しました。そのときに、もうテレビを担いだマスコミの皆さん方がどつと押し寄せて、私は、ノーマメントだ、しかも、この派閥を解消することは、新しい政策集団として生まれ変わりたいからそうなんだと言つたのですよ。映つた番組を見ましたら、これはワイドショーで、

夜中にみんなからしけられたのですがね、支持者から。彼は派閥の論議で云々ということで別な解説がなされてゐるのです。私の言つたことは全く報道されてゐない。

それから、再編の中で、やはり我々にとっては命がけの不幸な出来事あるいは未来にかけた出来事と言つてもいいかもしれませぬけれども、あつたときに、テレビ、民放、ある会社であります、

ばつとライトを照らす。私は眼鏡をかけていますからまぶしいです。その上の方が毛がありませんからなおまぶしい。さつとこう手をやつたのです、がね、何と解説者が言つたか。女性のキャスターです、なぜ顔を隠すのですかという、こんな無礼なことを言つた。私は怒りに震えました。これが本当のもし真実ということ、ここで解き明かされるならば、私は敢然と今うつぽつたる思いでそれに抗議したい、まあそのような気持ちがあつたということをまず申し上げておきたいと思つたのです。

よく選挙で誤報がありますね。当確出たから消えるのです。昭和六十二年なんか、もうこれは民放の方で大変いろいろやつてくれました、私は二回落選させられました。そしてようやく三度目に上がつてきたというふうなわけで、きつてありますから、なおさら真実の報道というものは何か、

プライバイシーの侵害や人権侵害ということにアンタッチャブルというふうな形を目をつぶつていいの。みんな怖がつてゐるのです。後でやつこさんあんなこと言つとみんなマスコミの皆さんにたたかれるからさまを見ろと思つてゐるかもしれな

い。この表現、大変難解になりましたが、お許しをいただきたい、まあこの辺にしておきます。そういうこと、これから第三者機関では設置する方向になつた場合、逆に言う

今度はその裏腹の問題で私は非常に危惧を感じるのです。憲法第二十一条表現の自由、言論の自由といひながら、第三者機関ということで独立機関をつくつて、それが完全に今度機能した場合どうか。これはやはり言論の抑圧であり、また報道

の自由に対して手かせ足かせをはめることになる可能性がある。そうした面で、私はやはり最もいい方法というものは、今の審査というものを改正をすること、でき得る限りの、このあまねく公平なということにこたえていくべきだ。報道の自由、そしてまた真実をいつもニュースとして報道するという姿勢、基本的な姿勢というものを守つていかなければならない。

それから、私は、今視聴率優先の時代になつて、視聴率を上げるためならば手段を選ばずということとがもしあるとすれば、それは四月は新入社員をどこでも採用する時期ですから、そういう教育を何らかの形で報道界にもやつてもらわなければいかぬ。これは活字媒体も含めて、先ほど同僚委員からのお話にございましたとおり、間違つた場合には修正は小さく虫眼鏡で見るとしか出ない活字媒体もあるわけですね。

そういう事例を挙げていくならば、やはりもろ刃のやいばとしての放送法の改正、極めて慎重かつ時間をかけた論議が、議論が今後も必要である、また、これで改正は終わりだということにはならない。法制上の問題を云々するだけではなく、やはり今後の国民の民度を高め、文化的な本当のマルチメディア時代にふさわしい多チャンネル化あるいは内容のあるこれからの主権国家としての日本の国民の需要に真の意味でこたえていく、そういうものをぜひ実現してほしいな、いろいろと問題が山積されてゐるところであります。

そうしたことで、今、例えば戦争の反省一つについても議論がされてゐる最中でありませう。放送法との絡みで私は申し上げません。やはり自由で潤達で本当にやすらぎのある国民生活が、例えばドイツ等ではこれは各州ごとにそれぞれの基準が決まられておられますけれども、娯楽として国民が楽しめる部門も提供しないといふことをイギリスもやつてゐる、フランスもやつてゐる。そうしたことをさしと、単なる興味本位でもってプライバイシーを暴き、目を覆うような

ことがあの松本サリン事件等ではありましたね。結果的には、今また新しい展開を見せてゐる。そういうことを繰り返してはいけないのだらうなというふうなことから私は申し上げるわけでありませう、その件について、今後審議機関のより独立性の高い第三者機関を設置すべきとの意見が多少出たように私は受けとめましたので、大臣からの御所見を伺いたいと思ひます。

○大出(国務大臣) 金子さん、先ほど申し上げましたのは、今後多メディア・多チャンネル時代における放送をめぐる諸課題について懇談会を設置する、懇談会、こう言つてゐるわけでございます、実はこれは非常に複雑な背景がございます、例えば災害基本法について五十一條、その他NHKにかかわる問題などございまして、私の答弁が放送法の改正と受け取れるということで、たくさんいろいろな方からお話があるという、そういうことですから、今お話をいたしました憲法第二十一条でございます。公正、公平とは一体本当のところどういふことなのか、あるいは真実とは、つまり主観的にはなく、第三者から見ても公平な真実とは、あるいは公平、公正とは、いろいろな問題がございます。

ですから、古い法律でございまして、さつきから申し上げてゐるようなNHKのラジオ二波の時代でございまして、私自身個人的には、もうこれは何とかしなければいけないなというふうなうつつと思つてゐるわけでございます。しかし、これはよほど慎重に、しかもよほど時間をかけてやる腹を決めない、そして、その法改正に触れるという正当性が皆さんの意見として出てきて、こういう正当性があるからということに、一般的に通用する正当性、そういうものが出てきてからでない、非常に混乱をするという心配をしなから、しかし、手をつけなければいけないという気がして、椿発言のときに、実は徹夜みたいなつもりで議事録を全部読んだ経験があるのです。その結果として、懇談会でも何でもいけれども、やはりこの問題については衆知を集めるといふこ

とが必要だな、時間をかける必要もあるなと思
っているということでございまして、考え方はそう
違つてはいないのですけれども、慎重にと思つて
おります。

○金子(徳)委員 時間が参りました。

通告以外の分野まで含めて御答弁をいただきたいわけですが、この放送法の改正はまだ緒に付いたばかりであるというような認識を私自身も持ち、また、大臣答弁、あるいは政府側も、郵政省もそのような認識に立つておられるだろうというふうに推測、あるいは確信と言いたいところですが、を持って、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○自見委員長 次に、矢島恒夫君。

○矢島委員　訂正放送の請求期間を延長するとい
う改正案、基本的に賛成でありますけれども、そ
の上に立つて幾つか質問させていただきたいと思
います。

まず、法案についてですけれども、いわゆる三カ月という今回の改正、先ほども論議されました。その経過については既に局長の方から説明がありました。ただ、まだ不十分だという意見もあるわけですね。

それで、これまでの訂正放送の実例を聞きますと、例えば顔写真を間違えたというような単純なミスというものについてはさほどの期間が必要なまいだろうと私も思います。しかし、後日になって事実が判明して、放送が事実でないということが明白になる場合もあるだろう。

例えば、今サリン事件がいろいろな報道されております。昨年の夏に松本サリン事件というのがありましたけれども、事件直後、警察の初動捜査のミスもあって、第一通報者である方が、いわゆる被害者なのに容疑者扱いをされたという。本人は一貫して否定しておりましたけれども、当時もこの方が訂正放送を請求されても、では、しましやうということにはならなかったらうと思うのです。一般的に、その後の事実の発展によってぬえがぬが明らかになるといいますか、そういうこと

は今後もあり得ると思うのです。

訂正放送の請求期間と放送番組のいわゆる義務的な保存期間の關係では、先ほどもお話ありました著作権法との關係、これも考慮する必要があると思います。

それで、先ほどお答えがあつたのですが、著作権法で放送番組の一時固定は最長六カ月となつてゐると思うのですけれども、この範圍までは請求までのいろいろな御説明の中で、確かに多くの事例が三カ月あれば大丈夫という御判断、また、そういう御意見をいろいろと学識経験者そのほかから聞いて決めたということですが、事実でない放ら送により人権が犯された場合に、もちろん被害者の救済はできる限り措置しておく、九九%救済されたとしても、残り一%の救済ということも十分考慮する必要があるのではないか。

期間の問題で何かお聞きしたいと思います。

○江川政府委員 期間の延長につきましては、著作権法とかかわりのみで事を決めているわけではございません。世界がどうだからということとは必ずしも決定的な要因というわけではございませんけれども、人権に関する先進国である国々がこ

の点をとう扱っているかというのは大変参考になるところでございます。そういうところが三月あるいは九十日というふうになっているということとが一つ、それから、我々国内におきましても、現実に識者の御意見とか放送事業者の意見とか、方々の意見で、三月月というのはまあ合理的では

ないかというふうにいたしておりますから、そういう意味で三カ月というところに落ちつかせたといえますか、落ちついたわけでございます。

○矢島委員　その経過につきましては、先ほどの質問者の答弁で私も聞きました。今後も、これが固定的なものではなくて、いろいろ検討されると思いますので、いろいろ御考慮いただきたいと思っています。

その次に、訂正放送は、放送が真実でなかったことが判明したときに行わなければならない、こ

ういうことになっているわけですが、先ほど来質問にも出ていますように、事実であつたかどうかの判定は放送事業者が行うと。この点で、第三者機関というものをつくつて判定したらどうかという議論も行われます。

ただこの第三者機関というのは、放送の自由あるいは表現の自由との関係で確かに問題をはらんでおります。放送内容へのお目付機関というのができれば、憲法上の問題になってまいります。郵政省も、そういうことも含めて検討を行ったと答弁がございました。また、この法改正に当たって、学者や法律家、あるいはマスコミ関係者など、聞き取り調査を行ったとお答えになったわけですから。

この聞き取り調査や検討の中で、第三者機関の設置についてどのような議論が行われたか、余り細かいことは結構ですから、大まかなその傾向だけでもお伺いしたいと思います。

○江川政府委員 先ほど先生の御質問の方で、秘
がこの三月月という期間について今後検討するとい
いうふうには御理解するようなまとめ方をなさいま
したけれども、私は、この三月月を今後検討する
と申し上げているわけではございません。三月月

それから、第三者機関につきましては、いろいろなことをお尋ねいたしました識者の御意見では、率直に言うところ論あります。それがよいというのと、やはりそれは問題じゃないか、この二つがあるということが結論でございます。

○矢島委員 江川局長、私がまとめたのは、三カ月を検討するというふうにあなたが言ったと言ったのじゃないですよ。よく聞いていただきた

たい。私は、三カ月が、これが今後固定的なもの
 じゃなくて、御検討いだきたいと要望を言った
 だけであつて、いや、これは検討するのだとあな
 たが言われたなどということは、私は一言も言っ
 ておりませんから、その点誤解ないように。

その次、質問します。

この第三者の機関、こういう問題や放送の政治

的公平などを含めて、放送番組の諸課題を検討する懇談会をつくっていく、こういうお話があったるわけですが、放送番組の問題で郵政省がこうした懇談会をつくるのはかたてないことだと思えますけれども、いつから何をどのように検討し

○江川政府委員　まだお答えできるほど具体的に
はなっておりません。

○矢島委員 先ほど大臣の方からもこの懸念を、御説明がありました。それで、言うまでもないのは、放送の自由であるいは放送番組という問題は、放送の自由であるいは放送の自由と直接かかわる問題であります。ですから、行政が放送内容に口を出すことがあつてはならないのは当然でありますし、間接的にせよ、

また、言論の自由にかかわる議論はやはりオープンにしていくなさばならないと、各省庁の意見が一致している。また、放送の自由についても、放送法を改定し、放送の自由を保障する必要があると、各省庁の意見が一致している。

すと、報告という形で結論だけで、どのような議論がされているか、あるいはされたのか、必ずしも明らかになっていない傾向があるのですけれど、もと、局長は同僚委員への答弁の中で、オープンに

大臣にお聞きしたいと思いますが、放送番組についての議論は関係者や国民の前に広く公開されいくべきものだと思いますけれども、この点についてどうお考えか。

○江川政府委員　懇談会の議論の中身というのは、最終的には報告書、呼び名は何と言ってもいいのですけれども、そういう形で冊子にして世の中に出します。それはどなたでも見られるようになつております。その意味においては、自由にオープンになつているところでございます。しかし、懇談会そのものがそういう結論に至る途中の議論、論議というのは、通常は一々それを外に出すということはいたしておりません。それは郵政省だけではなくて、どこもそうだと思います。

なぜそうしているかといいますが、自由に闊達な御議論をいただく、忌憚のない意見をいただくということのために、そういうことを一々外には出さない。あえて言うならば、要するに秘密にするといましようか、秘密という言葉が嫌でしから使用ませんが、そういうことは一々外に出さないという約束に立つて懇談会というものが開かれるわけでございます。そういういろいろな、右左にわたる、前後にわたる議論を経た上でまとめた結論、それが懇談会の意思でございますから、それは報告書としてきちつとまとめて世の中に出す、オープンにするというのはそういう意味でございます。一々を全部世の中に出す、そういうことを申し上げているわけではございません。

○矢島委員 大臣のお考えを私はお聞きしたのですが、やはりこの問題は言論の自由にかかわる議論ということになりますので、今までの傾向は局長が答弁されたとおりでありますが、可能な限りのオープンということが必要じゃないかと私は思うのですが、その点について。

○大田国務大臣 ただいま江川局長から申し上げておりますように、結論は、これはもう明らかにしております。その過程は、これはお願いをしていろいろその役割をお引き受けただいて、忌憚のない御意見をということで進めてまいりますから、これはちよつと表に出すことはできません。うというように思っておりますので、その意味では局長の答弁と全く同じ考え方でございます。

○矢島委員 可能な限りという面でも公開されることを希望したいと思ひます。

法改正の対象となつた訂正放送はこの六年間で十六件ということでございました。訂正放送が新聞などと比べて非常に少ないという御意見もありました。その理由として、放送事業者が免許の關係で失点になるのを恐れてなるべく訂正しない、こういう指摘もあるわけですが、実際に、いわゆるやらせ問題で訂正放送というのは過去何回かあったわけですが、そのたびに放送法違反という議論が出てまいります。郵政省が再免許に当

たつていろいろと注文をつけるということもありました。

それで、このように上からの規制を恐れて訂正の必要を認めないんだというふうなことは、本末転倒だろと思うのです。第三者機関という議論もありますけれども、お目付機関のようなものをつくっても同様なことが起こりかねないと思ひます。問題が起さればなるべくやむやみにする、放送局としての責任ではなくて個人や下請プロダクションの責任なんだ、こういうような傾向に進む危険性もあるわけですが。

それで、今最も必要なことは、放送に対する視聴者の権利を明確にすることだ。訂正放送の請求も放送法上の視聴者の権利でありますけれども、現行法ではプライバシーの侵害などには対応できません。そういう点で、先ほど来反論権の問題がいろいろと論議されました。ドイツやフランスなどの例が挙げられておりますけれども、例えばニダーザクセン州の放送法では第十八条でこの問題が取り上げられておりますし、バーデン・ビュルテンベルクのメディア法ではやはり五十五条にそういう規定がございます。

そういう中で、我が国でも市民運動の中で、公共の電波を使用している放送に対して視聴者の権利を明確化しようという運動が起きております。御存じだと思ひますが、FCT市民のテレビの会、それが「テレビ視聴者の権利憲章」というものを発表しております。全体は紹介できませんけれども、「視聴者の権利」ということで、「言論・表現の自由はテレビ事業者や制作者のみならず、個々の視聴者にも等しく保障される基本的権利である」とか、あるいは「知る権利」の問題では、「視聴者はテレビ局の番組及び広告の制作や編成に關して説明を受け、広くテレビのあり方に関し情報公開を求める権利を持つ」とか、あるいは「反論する権利」としては、「テレビによる人権侵害、プライバシーの侵害や攻撃的態度に対して視聴者は反論する権利を保障される」とか、

こういうようなことが出ております。

放送番組への規制という発想ではなくて、公共の電波である放送に対する視聴者の権利を明確化するという基本的な立場が必要であらうと私は考へるわけですが、この点について郵政省の見解をお聞きしたい。

○江川政府委員 具体的に放送に対する視聴者の権利がどういふものなのか、先ほど先生が引用なさいましたものについて私存じませんので、そういうことについてはお答えできませんけれども、一応我が放送法の世界におきましては、放送事業者に番組編集の自由というものを与え、かつそれについての一定の制約を課してやっているわけでございます。

そういうことの前提としては、先ほど来いろいろ出ておりますが、携わる方々に対して二つの資質が求められているのだなと私は思ひます。一つは、報道に携わる人たちの高い識見と見識ということでございます。これはもう、今の人たちがそういうものでやっていると申ひますから、何も問題はなと思ひます。二つ目には、昔の言葉を使わせていただいて恐縮でございますが、その筋の神経はよりか細くなければいけないという言葉が行政法の中でございまして、要するに、力を持つていける者は非常にナイーブに物事に当たって表現しなければいけないということなんです。先ほど来出ておりますいろいろな事柄の表現に当たって、それで相手を傷つけてしまうことになるかならないかということについても人一倍神経を使つてやれということだと思ひます。

そういうことを私は思ひますが、そういう、資質と言つては失礼ですが、そういうことを持つて今のジャーナリズムの人たちはやっていると信じてますから、そういう意味では、それと市民の、視聴者の権利との調和というのは、抽象的には調和したらいと思ひますけれども、市民の何とのかの権利というのはよくわかりませんので、そこについては私は何とも申し上げようがございせん。

○矢島委員 FCT市民のテレビの会といひますから、後でぜひ参考にしていただければと思ひます。

視聴者の権利と同時に放送番組の問題で必要なのは、制作者の内部的自由の保障という問題だろうと思ひます。番組制作に当たつて、局内での制作者の自由が保障されていなければ表現の自由というのは保障されない、こう思ひます。これも、放送に限らずマスメディア全体の問題として提起されているものだと思ひます。

その一つとして、ドイツの北部ドイツ放送番組制作者綱領というのがございまして、ここでは「番組制作者は、すべて、権限を有する上司の指揮権とは独立に、各人の報道人としての責任を果し、それぞれに委託された編集上の責務を、各人の具体的根拠のある見解にしたがつて遂行する。番組制作者は、自己の信念に反する意見を、自己の意見として表明したり、自己の情報収集に反する事実を正確なものと表示したり、包括的にして真実に忠実な報道である意見又は事実をさしひかえることを要求されるはならない。」などといひてゐるわけですが、いわゆる良心条項と言われるものですけれども、同時に編集者の代表の編集者委員会が組織的に内部の自由を保障するというふうになつてゐるわけですが。

さきのNHKの予算の審議のときに、私「シマゲジ風雲録」をちよつと取り上げてみたのですが、この本で島氏は、「ニュースセンター9時」で企画したロッキード特集がつぶれた経過を、与党からの圧力がかかり、当時の会長、副会長の意見を受けて、嫌々ながら自分が矢面に立つて現場を押し切つた経過を書いてゐます。これが事実かどうかは別にいたしまして、上司による理不尽な番組つぶしに關連する規定、この綱領にはこう書いてゐるのですね。予定していた番組が中止されたり、ゆがめられた場合には、原稿執筆者または番組制作者の求めに応じて、その決定を下した者は、番組制作者が投票によつて選出されたところの編集者委員会が理由などを説明しなければならぬ。放送の基本はやはり自主自律であり、それを保障するには、こうした番組の制作に当たつて内部

的自由が保障されるということが必要であるわけです。その自由をもとに、ジャーナリストとしての責任において番組が編成される必要があると思ふのです。これらの問題について見解をお聞きたい。

○江川政府委員 先生御指摘の外国についての事情を私存しておりませんが、我が国におきましては、放送法で、放送事業者が放送番組編集原則を遵守することを義務づけておりまして、放送事業者の放送番組編集の自由を規定しているわけでございます。

放送事業者が放送法の趣旨を組織的に内部的にどのように体していくかは、個々の放送事業者が責任を持って当たるべきことでありまして、御指摘のようなことを我が国の法律では定めておりません。

○矢島委員 時間になりましたが、最後に大臣に、いわゆる上からの規制という発想ではなくて、視聴者の権利、あるいは番組制作者の自由、これをどのように保障していくかという点でこれから当たっていくべきだと思うのですけれども、その点について。

○大出国務大臣 先ほどもお答えしているのですけれども、今、現行の放送法からいいますと、番組制作者の皆さんはもちろん自由であるわけですが、やはり第三条の二、「放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。」と義務づけているわけですから、そういう意味で「公安及び善良な風俗を害しないこと。」「政治的に公平であること。」「報道は事実をまげないこと。」「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」「という四つの義務づけ、これを前提にして、あとは放送事業者のまさに自由な発想で進めていただく、それを信頼するということだと思ふのです。そして、今お話しした反論権、これも随分いろいろな国のいろいろなものを見ても随分けれども、やはりこれは、これから大きな検討課題だろ

うというふうに出ておられますので、勉強させていただこうと思っております。

○矢島委員 終わります。

○自見委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○自見委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

放送法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○自見委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○自見委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、虎島和夫君外三名から附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。金子徳之介君。

○金子(徳)委員 ただいま議題となりました放送法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

放送法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 訂正放送制度の改善について、その周知徹底を図るとともに、真実でない事項の放送により権利を侵害された者の権利を保護する観点から、訂正放送請求期間及び番組保存期間について必要に応じ検討を行うこと。

一 放送事業者が訂正又は取消し放送を実施するに当たっては、真実でない事項の放送により権利を侵害された者が十分に救済されるような放送が確保されることとなるよう努める

こと。

一 放送の持つ社会的影響力の大きさにかんがみ、放送番組審議機関の機能の活用、放送法を遵守した放送番組の確保等放送番組の一層の適正向上を図るための方策について、幅広く意見を求め検討を行うこと。

以上のとおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけの四派共同提案に係るものでありまして、案文は当委員会における質疑の動向等を参照して作成されたものでありますから、各項目についての説明は省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御理解ある御賛同をお願い申し上げます。

以上です。

○自見委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

虎島和夫君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○自見委員長 起立総員。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、大出郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。大出郵政大臣。

○大出国務大臣 ただいま放送法の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり、御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございます。

○自見委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○自見委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○自見委員長 内閣提出、参議院送付、郵便振替法の一部を改正する法律案、内閣提出、参議院送付、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び内閣提出、参議院送付、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。大出郵政大臣。

郵便振替法の一部を改正する法律案
郵便貯金法の一部を改正する法律案
簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○大出国務大臣 初めに、郵便振替法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、利用者の利便の向上などを図るため、口座への受け入れに関する事項を証明した書類を当該口座の加入者に交付したまたは送達する取り扱いなどの特殊取り扱いを実施することとするとともに、国税または電波利用料について、これらを納付すべき者の郵便振替口座の預かり金から払い出すことにより納付することができるようにするなどを行うものとして申し上げます。

次に、この法律案の概要について申し上げます。第一に、特殊取り扱いとして、口座への受け入れに関する事項を証明した書類を交付したまたは送達する取り扱い、口座からの払い出しに関する事項を通知する取り扱い及び口座への受け入れに関する事項を払込書の用紙に表示する取り扱いがで

きることとしております。

第二に、払出金額に相当する現金を受取人に交付する方法による現金払いにおいて、払出証書を発行してする方法または現金を送達する方法による払い渡しの取り扱いに変更することができるとしてあります。

第三に、省令で定める期間を経過しても払出金をまだ払い渡していないときにその旨を加入者に通知する取り扱い及び加入者の口座の預かり金から払い出された払出金のうち省令で定める期間を経過してもまだ払い渡していないものについて、省令で定める期間ごとに、当該加入者に通知する取り扱いができることとしてあります。

第四に、国税及び電波利用料について、現在、窓口による収納を実施しておりますが、これに加えて、これらを納付すべき者の郵便振替口座の預かり金から払い出すことにより納付することができるとしてあります。

なお、この法律の施行期日は、平成八年一月四日からといたしておりますが、郵便振替口座の預かり金から払い出して電波利用料を納付する取り扱いについては、電波法の一部を改正する法律附則第一項ただし書きの政令で定める日からといたしております。

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、金融・経済環境の変化に適切に対応し、郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、所要の改正を行うものとしてあります。

その内容は、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の対象に先物外国為替を加えることとし、先物外国為替に運用する場合には、証券会社に委託する方法によらなければならないこととするものであります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日からといたしております。

次に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律

の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、金融・経済環境の変化に適切に対応し、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、所要の改正を行うものとしてあります。

その内容は、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の対象に先物外国為替を加えることとし、先物外国為替に運用する場合には、証券会社に委託する方法によらなければならないこととするものであります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日からといたしております。

以上が、これら三法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○自見委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

郵便振替法の一部を改正する法律案

郵便振替法の一部を改正する法律案

郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十八条第五項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第五十二条第一項の規定による払出し

を「第五十三条第一項に改め、同項第四号中「第五十二条第二項」を「第五十三条第二項」に改め

る。

第三十一条第一項を次のように改める。

郵政省は、省令で定める場合には、次に掲げる取扱いをする。

一 払込み、振替又は払出しに関する書類の送達又は通知について、特別に速やかに到達させる方法その他省令で定める特別な方法によりする取扱い

二 払込金額、振替金額その他の口座への受入れに関する事項を証明し、その証明に係る書類を払込金又は振替金を受け入れる口座の加入者に交付し、又は送達する取扱い

三 振替金額、払出金額その他の口座からの払出しに関する事項を振替金を受け入れる口座の加入者又は払出金の受取人に通知する取扱い

四 口座の名称その他の口座への受入れに関する事項を払込書用紙に表示する取扱い

第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十八条之二(払渡方法の変更) 郵政省は、前

条第二項第二号に掲げる方法による現金払において、受取人の請求があるときは、同項第一号又は第三号に掲げる方法による払渡しの取扱いをする。ただし、その請求後に受取人の所在不明その他の事由により払出金を払い渡すことができなくなつた場合において第四十三条の規定によりその払出金を口座に申し入れることとなるときは、この限りでない。

前項の規定による取扱いについては、受取人から省令で定める額の料金を徴収する。この場合において、当該料金の徴収は、払出証書に表示すべき金額又は受取人に送達すべき金額から控除することにより行う。

第四十二条の二の見出し中「払渡済み」を「払渡済み等」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

一 現金払の請求の際加入者が請求したときは、省令で定める期間を経過しても払出金をまだ払い渡していないときにその旨を当該加入者に通知する。

前項の規定による取扱いのほか、加入者が請求したときは、当該請求後に当該加入者の口座

の口座の預り金から現金払の請求により払い出された払出金のうち省令で定める期間を経過してもまだ払い渡していないものについて、省令で定める期間ごとに、当該加入者に通知する。

第五十一条第一項中「又は簡易生命保険の契約者」を「簡易生命保険の契約者又は電波利用料(電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第百三条の二第一項に規定する電波利用料をいう。以下この項において同じ。)を納付すべき者」に、

「又は保険契約に係る保険料(以下「保険契約に係る保険料」という。以下この項において「(以下「郵便主管局」という。又は「(次項において「郵便主管局」という。))」に改め、「簡易生命保険主管局」という。))」の下に「又は電波利用料に関する事務を所掌するもの(次項において「電波利用料主管局」という。))」を加え、同条第二項中「又は簡易生命保険主管局」を「簡易生命保険主管局又は電波利用料主管局」に改める。

第五十三条を削り、第五十二条を第五十三条とし、第五十一条の次に次の一条を加える。

第五十二条(国税の払出し) 郵便振替の加入者たる国税(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第一号に規定する国税をいう。以下この項において同じ。)を納付すべき者が当該国税をその口座の預り金をもつて納付すべき旨を申し出たときは、同法第三十四条の二第二項の依頼による納付書の送付に応じて、国税の額に相当する金額をその口座の預り金から払い出す。

前項の規定による払出しの料金は、国税庁において、これを納付する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成八年一月四日から施行する。ただし、第五十一条の改正規定は、電波法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)附則第一項ただし書きの政令で定める日から施行する。

の口座の預り金から現金払の請求により払い出

された払出金のうち省令で定める期間を経過し

てもまだ払い渡していないものについて、省令

で定める期間ごとに、当該加入者に通知する。

第五十一条第一項中「又は簡易生命保険の契約

者」を「簡易生命保険の契約者又は電波利用料

(電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第百

三条の二第一項に規定する電波利用料をいう。以

下この項において同じ。)を納付すべき者」に、

「又は保険契約に係る保険料(以下「保険

契約に係る保険料」という。以下この項におい

て「(以下「郵便主管局」という。又は「(次項

において「郵便主管局」という。))」に改め、「簡

易生命保険主管局」という。))」の下に「又は電

波利用料に関する事務を所掌するもの(次項にお

いて「電波利用料主管局」という。))」を加え、

同条第二項中「又は簡易生命保険主管局」を

「簡易生命保険主管局又は電波利用料主管局」

に改める。

第五十三条を削り、第五十二条を第五十三条と

し、第五十一条の次に次の一条を加える。

(経過措置)
2 この法律の施行前に払込み、振替の請求又は払出しの請求をした場合における当該払込み、振替又は払出しについては、改正後の第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由

利用者の利便の向上等を図るため、口座への受入れに関する事項を証明した書類を当該口座の加入者に交付し又は送達する取扱い等の特殊取扱いを実施することとともに、国税又は電波利用料についてこれらを納付すべき者の郵便振替口座の預り金から払い出すことにより納付することができるとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法(昭和二十二年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の三第一項に次の一号を加える。

十六 先物外国為替(外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引(金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。)の対象となるものをいう。以下この条において同じ。)

第六十八条の三に次の一項を加える。

資金を先物外国為替に運用する場合には、政令で定める証券会社に対し、当該証券会社の名をもつて先物外国為替の取引を行うことを委託する方法によらなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

平成七年四月二十四日印刷

理由
金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、証券会社に委託して取引を行う先物外国為替を郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の対象に加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項に次の一号を加える。
二十二 先物外国為替(外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引(金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。)の対象となるものをいう。以下この条において同じ。)

第三條中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 積立金を先物外国為替に運用する場合には、政令で定める証券会社に対し、当該証券会社の名をもつて先物外国為替の取引を行うことを委託する方法によらなければならない。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。
(資金運用部資金法の一部改正)
第二條 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。
附則第十二項中「第三條第七項」を「第三條第八項」に改める。

理由

簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、証券会社に委託して取引を行う先物外国為替を簡易生命保険特別会計の積立金の運用の対象に加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

通信委員會議録第三号中正誤

ページ 段 行 誤

三 二 末 会計 正

三 三 末 状況の 余計 状況は

同 第六号中正誤

ページ 段 行 誤

四 二 九 複線 複占 正

衆議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局

平成七年四月二十五日発行